

## 平成 31 年 2 月定例会提出議案(当初予算関連)の概要について

○ 議 案 (当初予算を除く)	36 件	
●名古屋市アジア競技大会基金条例の制定について		総務局
第 20 回アジア競技大会を開催する資金に充てるため、名古屋市アジア競技大会基金を設置するもの		
・施行期日	平成 31 年 4 月 1 日	
●名古屋市職員定数条例の一部改正について		総務局
平成 31 年度の職員定数を定めるもの		
・平成 30 年度 35,029 人 → 平成 31 年度 35,004 人		
●名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		総務局
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等について、規定を整備するもの		
・題名の改正	「名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」	
→ 「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」		
・主な改正内容		
(1) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法等を規定		
(2) 職員の給与改定に伴う非常勤の職員の報酬の額の改定等		
・施行期日	平成 32 年 4 月 1 日 (ただし、(2)については平成 31 年 4 月 1 日)	
●公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更について		総務局
消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を名古屋市立大学病院の診療料等に転嫁するもの		
・改正内容	100 分の 108 → 100 分の 110	
・実施年月日	平成 31 年 10 月 1 日	
●包括外部監査契約の締結について		総務局
平成 31 年度の包括外部監査契約を締結するもの		
・契約の相手方	伊藤 倫文 (弁護士)	
・契約金額	6,765,000 円を上限とする額	
●名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について		健康福祉局
病院使用許可申請手数料の額を改定するもの		
・施行期日	平成 31 年 4 月 1 日	

<b>●福祉事務所設置条例の一部改正について</b>	<b>健康福祉局</b>
平成 31 年度の福祉事務所所員の定数を定めるもの	
・平成 30 年度 1,025 人 → 平成 31 年度 1,027 人	
・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日	
<b>●名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部改正について</b>	<b>健康福祉局</b>
平成 31 年 12 月 1 日以降の本市民生委員の定数を定めるもの	
・平成 31 年 11 月 30 日まで 4,395 人 → 平成 31 年 12 月 1 日以降 4,449 人	
・施行期日 平成 31 年 12 月 1 日	
<b>●名古屋市国民健康保険条例の一部改正について</b>	<b>健康福祉局</b>
保険料の賦課限度額の引き上げ及び寡婦・寡夫控除のみなし適用の範囲の変更を行うもの	
・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日	
<b>●名古屋市立病院条例の一部改正について</b>	<b>病院局</b>
消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を名古屋市立病院の使用料及び手数料に転嫁するもの	
・改正内容 100 分の 108 → 100 分の 110	
・施行期日 平成 31 年 10 月 1 日	
<b>●名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について</b>	<b>子ども青少年局</b>
名古屋市大永寺保育園、名古屋市宝生保育園及び名古屋市宮前保育園を廃止するものの。その他、名古屋市如意保育園の移転改築に伴い規定の整理を行うもの	
・施行期日 別に規則で定める日（ただし、如意保育園に係る部分については、平成 31 年 4 月 1 日）	
<b>●名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部改正について</b>	<b>子ども青少年局</b>
ひとり親家庭手当の支給の制限等に関して、必要な事項を定めるもの	
・ひとり親家庭手当の支払い回数及び支給制限の適用期間を変更	
・施行期日 公布の日（ただし、支払い回数の変更は、平成 31 年 9 月 1 日）	
<b>●名古屋市子ども医療費助成条例の一部改正について</b>	<b>子ども青少年局</b>
児童の福祉の増進を図るため、子ども医療費助成制度の対象を拡大するもの	
・医療費助成の範囲を、入院について、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者まで拡大	
・施行期日 平成 32 年 1 月 1 日	

●名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の制定について

教育委員会

教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会を設置するもの

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

●名古屋市立学校設置条例の一部改正について

教育委員会

小学校 1 校を設置するもの

- ・守山区に上志段味小学校を設置
- ・施行期日 平成 33 年 4 月 1 日

●名古屋市教育センター条例の一部改正について

教育委員会

名古屋市教育センターフィルム館の改築移転に伴う位置の変更及び使用料の額の改定等のため、所要の改正を行うもの

- ・施行期日 別に規則で定める日

●乗合自動車乗車料条例の一部改正について

交通局

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を市バスの料金及び手数料に転嫁するもの

- ・主な改正内容

市バス 通勤定期券 1 月 9,000 円 → 9,320 円

- ・施行期日 別に規則で定める日

●高速電車乗車料条例の一部改正について

交通局

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を地下鉄の料金及び手数料に転嫁するもの

- ・主な改正内容

地下鉄 普通券

大人	1 区	200 円	→	210 円	4 区	300 円	→	310 円
	5 区	330 円	→	340 円				
小児	5 区	160 円	→	170 円				

地下鉄 通勤定期券

1 区 1 月 8,390 円 → 8,540 円

- ・施行期日 別に規則で定める日

●名古屋市情報公開条例の一部改正について

市民経済局

名古屋市情報公開審査会の委員の定数を定めるもの

- ・改正内容 7 人 → 9 人
- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

## ●名古屋市手数料条例の一部改正について

市民経済局

手数料の納付に関し、規定を整備等するもの

- ・手数料を後納させることができるように改正するもの

・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

## ●名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

市民経済局

北区及び昭和区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるほか、千種区及び中川区のコミュニティセンターの位置を変更するもの

- ・新たに設置するコミュニティセンター

	名 称	位 置
北区	光城コミュニティセンター	北区中丸町 3 丁目 2 番地の 3
昭和区	吹上コミュニティセンター	昭和区鶴羽町 1 丁目 9 番地の 1

- ・位置を変更するコミュニティセンター

	名 称	位 置
千種区	星ヶ丘コミュニティセンター	千種区星ヶ丘 1 丁目 3 番地
中川区	豊治コミュニティセンター	中川区江松四丁目 624 番地
・施行期日	別に規則で定める日（ただし、星ヶ丘コミュニティセンターの項を改める部分については、公布の日）	

## ●名古屋市中央卸売市場業務条例の一部改正について

市民経済局

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を名古屋市中央卸売市場の使用料に転嫁等するもの

- ・改正内容

100 分の 108 → 100 分の 110（飲食料品にあっては、100 分の 108）等

・施行期日 平成 31 年 10 月 1 日

## ●名古屋市南部と畜場条例の一部改正について

市民経済局

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を名古屋市南部と畜場の使用料に転嫁するもの

・改正内容 100 分の 108 → 100 分の 110

・施行期日 平成 31 年 10 月 1 日

## ●名古屋市水道給水条例の一部改正について

上下水道局

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を基本工事費及び水道料金に転嫁するもの
  - ・改正内容 100 分の 108 → 100 分の 110
- (2) 水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定時の手数料を改正するとともに、指定更新時の手数料に関し、新たに規定するもの
  - ・指定時の手数料 14,000 円 → 10,000 円
  - ・指定更新時の手数料 7,000 円
- (3) 給水を停止された者から 1,000 円を徴収することができる旨を定めた規定を削除するもの
- (4) 施行期日 平成 31 年 10 月 1 日（ただし、(2) は別に規則で定める日、(3) は平成 31 年 4 月 1 日）

## ●名古屋市工業用水道給水条例の一部改正について

上下水道局

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を工業用水道の料金に転嫁するもの

- ・改正内容 100 分の 108 → 100 分の 110
- ・施行期日 平成 31 年 10 月 1 日

## ●名古屋市下水道条例の一部改正について

上下水道局

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分を下水道使用料に転嫁するもの
  - ・改正内容 100 分の 108 → 100 分の 110
- (2) 指定排水設備工事店について、指定、更新制並びに指定時及び指定更新時の手数料に関し、規定を整備するもの
  - ・指定時の手数料 10,000 円
  - ・指定更新時の手数料 7,000 円
- (3) 公共下水道の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に対する公共下水道管理者の許可について、規定を整備するもの
- (4) 施行期日 平成 31 年 10 月 1 日（ただし、(2) は別に規則で定める日、(3) は平成 31 年 4 月 1 日）

## ●名古屋市震災対策事業基金条例の一部改正について

防災危機管理局

基金を災害対策事業に要する費用の財源に充てるため、規定を整備するもの

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

**●名古屋市防災条例の一部改正について**

防災危機管理局

名古屋市防災条例の施行後の状況の変化に対応するため、災害に係る予防対策及び応急対策に関し、規定を整備するもの

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

**●リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例の制定について**

住宅都市局

リニア中央新幹線の開業に関連する名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進及び名古屋駅のターミナル機能の強化を図る資金に充てるため、リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金を設置するもの

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

**●名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について**

住宅都市局

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備するもの

- ・施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日

**●名古屋市営住宅条例の一部改正について**

住宅都市局

市営住宅（新萱場荘・千種区、千早南荘・中区）の公用開始に伴い、別表を改正するもの

- ・施行期日 別に規則で定める日

**●名古屋都市計画事業有松駅前第 1 種市街地再開発事業施行条例の廃止に**

ついて

住宅都市局

市街地再開発事業の終了に伴い、条例を廃止するもの

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

**●名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について**

住宅都市局

名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款の一部変更に対し、地方道路公社法に基づき議会の議決を経て同意しようとするもの

- ・基本財産の額の増加

変更前 3, 179 億 6, 300 万円 (名古屋市出資額 1, 589 億 8, 150 万円)

変更後 3, 180 億 3, 800 万円 (名古屋市出資額 1, 590 億 1, 900 万円)

**●名古屋市消防団条例の一部改正について**

消防局

名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴い、規定を整備するもの

- ・名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴う定員の増員 (175 人→200 人)

- ・施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

●名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（※別冊）

健康福祉局

災害援護資金の貸付けについて、据置期間経過後の貸付利率を定めるほか、連帯保証人の定めの変更、償還方法として月賦償還の追加等を行うもの

- ・施行期日 平成31年4月1日

●名古屋市子どもの権利擁護委員条例の制定について（※別冊）

子ども青少年局

市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を設置するもの

- ・権利擁護委員の組織及び職務等について必要な事項を定める

- ・施行期日 別に規則で定める日

